

会員資格基準

(目的)

第1条 この基準は、入会及び変更・退会規程第2条の規定に基づき、会員の資格について定めるものである。

(会員の種別)

第2条 定款第7条に定める正会員及び賛助会員・名誉会員の種別は、原則として次の区分とする。

1 正会員

製造業等の派遣・請負業の事業主（製造業等の派遣・請負業における労働者の就業の安定と労務管理の改善を図り、あわせて製造業等が必要とする技能者の養成を行い、もって産業の発展に資するため、事業の適正化推進に積極的に取り組み、適正な事業を営んでいる者）であって、正会員として会員資格基準を満たすもの。

2 賛助会員

製造業等の派遣・請負業の事業以外の事業を営んでいる者であって、本会の目的に賛同する個人または法人。

3 名誉会員

本会の設立及び運営に功労金のあった者、製造業等の団体又は学識経験者で、社員総会において推薦された者。

(会員の権利)

第3条 正会員は、社員総会を構成し、1個の議決権を有し、この法人の行う事業に参加する権利を有する。

2 賛助会員・名誉会員は、議決権を有しないが、この法人の行う事業に参加する権利を有する。

(会員の義務)

第4条 会員は、定款に掲げる目的の達成と、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

2 会員は、入会申込書に記載し登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

(会員資格基準)

第5条 会員資格基準は、原則として次の基準に基づく。

1 入会時の会員資格

(1) 正会員

- ア 入会希望者及びその関係会社が、社会的な問題を起こしていないと認められ、社会倫理又は社会秩序に反するおそれがないと認められること。
- イ 協会の目的に賛同し、入会後は、協会規程を遵守し、協会が行なう事業に積極的に協力する意思が認められること。
- ウ 協会の個人情報保護方針の趣旨に賛同すること。
- エ 所定の会費等の負担が可能であること。
- オ その他入会について特段の問題がないこと。

※関係会社であるか否かの判断は、入会希望者と人的・資金的関係の有無に加えて事務所の設置状況、業務の実施状況を総合的に調査・検討し、判断する。

(2) 賛助会員

- ア. 入会希望者及びその関係会社が、社会的な問題を起こしていないと認められること。
- イ. 協会の目的に賛同し、協会の事業に協力することが認められること。
- ウ. 協会の個人情報保護方針の趣旨に賛同すること。
- エ. その他入会について特段の問題がないこと。

2 入会後の会員資格

入会后、会員が会員資格基準を満たしているか否かについて、資格審査委員会が確認を行なうものとし、その確認事項及び会員資格基準を満たしていないと判断された場合の手続きを次の通りとする。

(1) 正会員

① 確認事項

- ア. 社会的な問題を起こしていないか、社会倫理又は社会秩序に反するおそれがないか。
- イ. 事業活動が適正に行われているか。
- ウ. 協会の個人情報保護方針の趣旨が遵守されているか。
- エ. 入会時会員資格基準の遵守状況。

② 確認方法

- ア. 協会の資格規準の確認は、資格審査規程に照らして事務局長がチェックして、その結果を資格審査委員会で報告することによって行なうものとする。
- イ. 事務局長は、定期的に業務の適正化調査を行い、検証する。
- ウ. 事務局長は、会員の行政への対応姿勢を確認し、検証する。
- エ. その他、資格審査委員会が必要と判断した方法によって行なうものとする。

③ 会員資格基準を満たしていないと判断される場合の手続き

【指導】

- ア. 事務局長は、②の方法による確認の結果、会員が会員資格基準を満たしていない項目について、資格審査委員会に報告し、その指示の下に、

改善指導を行なうものとする。

- イ. 指導を受けた会員は、改善計画書を提出しなければならないものとし、その提出期限は、指導を受けた日から起算して15日以内とする。この場合の改善期間は、指導を受けた日から起算して3月以内とする。
- ウ. 事務局長は、イの改善計画書に基づいて改善が行われたか否かについて、②の方法によって確認するものとする。

【警告】

- エ. イの改善計画書が期限内に提出されない場合及び改善計画書に基づく改善が認められない場合には、事務局長は、その旨を資格審査委員会に報告するものとする。
- オ. 資格審査委員会は、イの報告を受けた結果、指導をもって指摘した事項について改善が認められないと判断した場合には、理事会への報告後、当該会員にその改善が行なわれない場合は会員資格を停止されることがある旨の警告を文書によって行なうものとする。
- カ. 警告を受けた会員は、その改善計画書を提出しなければならないものとし、その提出期限は、警告を受けた日から起算して15日以内とする。この場合の改善期間は、警告を受けた日から起算して3月以内とする。
- キ. 事務局長は、カの改善計画書に基づいて改善が行われたか否かについて、②の方法によって確認するものとする。

【会員資格停止】

- ク. カの改善計画書が期限内に提出されない場合及び改善計画書に基づく改善が認められない場合には、事務局長は、その旨を資格審査委員会に報告するものとする。
- ケ. 資格審査委員会が、クの報告を受けた結果、警告をもって指摘した事項について改善が認められないと判断した場合には、事務局長は当該会員の会員資格を停止することについて資格審査委員会・理事会の審議に付する旨、理由を付して申告するとともに、その旨を当該会員に伝えるものとする。
- コ. ケの申告を受けた資格審査委員会が、申告のとおり会員資格を停止することが相当と認めた場合には、理事長は、当該会員に文書をもって釈明することを求めるとともに、これを理事会の審議に付するため、理事会の開催を要請するものとする。
- サ. コの釈明を求められた会員は、理事会の開催日までに文書をもって、又は理事会の場において釈明することができるものとする。
- シ. 理事会において、当該会員の資格停止の決定が行なわれた場合には、理事長は、速やかに当該会員に対し、理由を付してその旨を文書をも

って通知するものとする。

ス. 会員資格停止の通知を受けた会員は、その改善計画書を提出しなければならないものとし、資格停止を受けた日から起算して15日以内とする。

また資格停止を受けた日から起算して3ヵ月以内に改善結果報告書を提出しなければならない。

但し、行政処分が3ヵ月を超える場合は、その期限とする。

セ. 事務局長は、その改善計画書に基づいて改善が行われたか否かについて、改善報告書の確認を行い、その結果(改善の有無)を資格審査委員会に報告するものとする。

資格審査委員会は改善(有)と判定した場合は処分の解除、(無)と判定した場合の処置について理事会に報告し、その対応を図るものとする。

ソ. 資格停止期間中の会費は納付するものとする。資格停止は倫理規程に照らしてペナルティーとして科せられたものであり、公の場に於ける活動を停止するが会員資格を喪失させるものではない。

【除名】

タ. その改善計画書が期限内に提出されなかった場合及び改善計画書に基づく改善が認められない場合には、事務局長は、その旨を資格審査委員会に報告するものとする。

チ. 会員資格停止の理由において指摘した事項について改善が認められないと判断した場合には、事務局長は、資格審査委員会に対し、当該会員を除名することが相当である旨、理由を付して申告するとともに、その旨を当該会員に伝えるものとする。

ツ. チの申告を受けた資格審査委員会が、申告のとおり除名することが相当と認めた場合には、理事長は、これを理事会の審議に付するため、理事会の開催を要請するものとする。

テ. 理事会において除名処分の決議をした場合理事長は、当該会員に文書をもって処分の内容と総会において釈明することが出来る旨を通知するものとする。

ト. 理事会において、当該会員を除名することが相当であると認められた場合には、議長は、これを直近の総会に付議するものとする。

④ 正会員が、業務上の違法行為によって法の裁き又は、行政処分を受け、当協会の品位を著しく傷つけたことが明らかな場合は、上記③の手続きを踏むことなく、事務局長はその事実を資格審査委員会に報告し、資格審査委員会は、直ちに当該会員の除名処分又は、その他の処分内容について審議し、処分が相当と認められたときは、理事会に報告するものとする。

2 理事会が除名処分の決議をした場合理事長は、当該会員に文書をもって処分の内容と総会において釈明することが出来る旨を通知するものとする。

(2) 賛助会員

賛助会員については、当該会員に入会時の会員資格基準に反する事実が認められた場合に、資格審査委員会において個別に対処するものとする。ただし、物流賛助会員については正会員に準じた手続きをとるものとする。

(改 廃)

第6条 この基準の改訂は、「規程類管理規程」の定めに基づき行う。

(附 則)

- 1 この基準は、定款 JSLA-NE001-1 の登記の日から施行する。
- 2 改訂 平成24年12月31日
- 3 改訂 平成26年4月1日
- 4 改訂 平成28年6月8日（規程番号変更）

この基準の変更は、平成28年6月8日から施行する。